

## Q1-2-2.台湾における会社法以外のビジネス関連法整備状況について教えてください。

台湾は「民商合一」を採用しているため、いわゆる商法は別個に設けられておらず、商業法令の基礎は民法であり、商業活動の基礎的な権利・義務関係を規定しています。一方商業活動に対する規定および商業法律関係の調整のため、会社法を含む経済、金融、知的財産等の商業法令が制定されています。以下は会社法以外の商業関連法令について概要的な説明をいたします。

### 一、民法

民法は総則、債権編、物権編、親族編および継承編等の五章で構成されています。商業活動と密接なのは債編および物件編です。

### 二、商業関連法令

#### 1. 会社法および関連法令

各類型の会社を規定する基本法であり、会社の設立、運営から解散清算までの遵守すべき法規を定めています。法令適用の疑義について、管轄官庁である経済部の職権で関連の解釈通達および授權方法を公告します。詳しくは Q1-2-1 の説明をご参照ください。

#### 2. 会社登記および認許弁法、会社登記法および関連法令

会社登記は外部に対して公示の効力を備えており、商業活動の信頼性を強めることができます。従って、会社および一般の独資または合資会社に対してはそれぞれ関連の登記弁法が定められており、経済部を管轄官庁としています。また、経済部は、法令適用の補充または明確化のために、職権により関連の解釈通達を公告します。

#### 3. 商業会計法および関連法令

財務諸表は会社の財務状況を表すものであり、財務の健全性を維持するためには、厳格な商業会計が必要となります。営業目的の事業に対して、会計処理を行う際の識別、衡量、記載、分類、概括、およびそれに基づき財務諸表の作成等の関連事項を規定しています。管轄官庁は経済部であり、法令の適用の補充または明確化のために、経済部は職権により関連の解釈通達を公告します。

#### 4. 企業合併法および関連法令

会社が組織再編を含む合併や買収活動を行う際に、遵守すべき手続を規定し、経営効率の向上のために企業に対して合併・買収の利用を推奨しています。管轄官庁は経済部であり、法令の適用の補充または明確化のために、経済部は職権により関連の解釈通達を公告します。関連の説明は Q1-3 をご参照ください。

### 三、金融関連法令

業別に応じて、主要な金融機構に対してそれぞれ異なる弁法を定めており、当該金融機構の設立、運営、投資等に対する関連の遵守すべき法令を規定しています。主な管轄官庁は金融監督管理委員会で、外国為替に関わる場合は、中央銀行の関連規則に従います。主要な金融関連法令は以下のとおりです。

1. 金融持株会社法および関連法令
2. 銀行法および関連法令(信託法令等を含む)
3. 証券・先物の関連法令(証券取引法、先物取引法、証券投資信託および顧問法等を含む)
4. 保険法令
5. 手形法令
6. 経済貿易法令

#### 四、知的財産権の関連法令

台湾において知的財産保護関連法令は、一つの法令で当該権利が明確に定められるのではなく、各法令にまたがっています。一般的によく見受けられるのは、著作権法、専利法(特許、実用新案、意匠)、商標法以外に、営業秘密法、植物品種および種苗法、集積回路の回路配置保護法およびディスク管理条例等です。

#### 五、その他

その他商業活動を行う際に係りうる法令は、消費者保護法、金融消費者保護法、動産担保取引法、仲裁法、涉外民事法律適用法等です。

#### お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っており、また、常に最新の情報であるとは限りません」。